

## 鳥取県告示第278号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調査の名称

住宅用火災警報器設置状況調査

### 2 調査の目的

この調査は、平成23年6月から既存住宅について設置が義務付けられる住宅用火災警報器について、県内の各市町村における設置状況を調査し、その結果を公表することにより、住宅用火災警報器の設置について県民の理解を促進するとともに、普及に向けた市町村等の取組を支援することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

県内の各市町村の住民基本台帳から無作為に抽出した世帯主6,160人

### 4 報告を求める事項及びその基準となる期日

#### (1) 報告を求める事項

ア 居住している住宅の所有関係等

イ 住宅用火災警報器の設置義務化についての認知状況

ウ 住宅用火災警報器の設置状況及び義務付けられるまでの間における設置予定

#### (2) その基準となる期日

平成22年5月10日から同年6月18日までのいずれかの日

### 5 報告を求める者

鳥取県

### 6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票、住宅用火災警報器の設置義務化についての概要説明資料及び返信用封筒を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。

### 7 報告を求める期間

平成22年5月10日から同年6月18日まで

### 8 調査票情報の保存期間

平成24年3月31日までの間

### 9 結果の公表方法

鳥取県のホームページ等で公表する。